

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
株式会社 翻訳センター
代表取締役社長 東 郁 男

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.honyakuctr.com/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による各種経済対策や金融政策による円安進行や原油価格の下落の影響によって、企業収益や設備投資の増加、雇用・所得環境の改善がみられるなど、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、米国経済の回復が堅調に推移しているものの、新興国では中国経済の減速が続いており、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような環境のもと、当社グループでは今期を最終期とする第二次中期経営計画において「すべての企業を世界につなぐ言葉のコンシェルジュ」という経営ビジョンのもと、言葉に関する事業領域の拡大による新たな価値創造を推し進め、企業のグローバル展開に伴う翻訳・通訳需要の獲得に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高、利益ともに過去最高を更新いたしました。売上面においては、当社グループのコアビジネスである翻訳事業が堅調に推移したことから、前期比4.7%増の9,191,266千円となりました。利益面においては、翻訳事業の増収と粗利率の改善により、営業利益は前期比38.5%増の504,755千円、経常利益は前期比39.6%増の502,660千円、関係会社株式の売却益35,922千円の影響もあり、税金等調整前当期純利益は前期比50.2%増の538,582千円、当期純利益は前期比58.1%増の283,004千円となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、(株)アイ・エス・エスを中心としたコンベンション事業を報告セグメントの区分に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### (a) 翻訳事業

特許分野では、既存顧客である大手化学メーカー子会社からの大量案件獲得や世界的な米系コングロマリットの日本法人との取引開始に加え、複数の大手電機メーカーからの受注拡大など、企業の知的財産関連部署での受注は順調に推移したものの、主要顧客である特許事務所からの受注が低迷したことから、売上高は前期比0.9%増の1,730,775千円となりました。医薬分野では、新薬申請資料の翻訳において、プリファードベンダー（注）契約に基づく外資系メガ・ファーマ、ならびに、国内製薬会社からの受注が好調に推移したことに加え、国内製薬会社、ならびに、国内化学メーカーの医薬品開発部門から新薬申請と製造工程に関する大型スポット案件獲得もあり、売上高は前期比6.8%増の2,257,057千円となりました。工業分野では、売上の主軸となる自動車関連企業において複数の部品メーカーにおける大型スポット案件の獲得に加え、エネルギー関連企業の継続案件や総合電機メーカーでのローカライズ案件受注により、売上高は前期比6.2%増の1,911,399千円となりました。金融・法務分野では、法律事務所や保険関連企業における受注増加や企業の管理系部署への営業活動の奏功に加え、金融情報サービス企業から大型のスポット案件獲得もあり、売上高は前期比12.2%増の594,159千円となりました。

これらの結果、翻訳事業の売上高は前期比5.4%増の6,493,393千円となりました。

（注）プリファードベンダーとは、企業が優秀な人的リソースの確保と費用低減を狙い、優先的に業務を委託する特定の調達先（ベンダー）を指します。

#### (b) 派遣事業

人材派遣事業においては、主にITコンサルタント会社、外資食品・飲食関連企業、銀行や保険などの金融関連企業などからの長期派遣案件の受注は堅調に推移しましたが、人材紹介事業においては、候補者の確保が及ばず売上が低迷したことから、売上高は前期比2.8%減の1,310,398千円となりました。

(c) 通訳事業

通訳事業においては、製薬会社、通信関連企業からの受注が引き続き好調に推移したことに加え、官公庁の売上も寄与し、IR通訳案件も増加したことから、売上高は前期比10.5%増の646,179千円となりました。

(d) 語学教育事業

語学教育事業においては、(株)アイ・エス・エス・インスティテュートの通訳者・翻訳者育成のレギュラーコースの受講申込が計画通りに推移したことから、売上高は前期比3.2%増の214,933千円となりました。

(e) コンベンション事業

コンベンション事業においては、前期に受注した大型スポット案件（「第5回アフリカ開発会議（通称：TICAD V）」）の反動が懸念されたものの、「第26回日本心エコー学会」などの医学会案件や「日本・カタール経済フォーラム」などの国際会議案件を実施したことにより、売上高は前期比5.5%増の410,514千円となりました。

(f) その他事業

その他のセグメントにおいては、外国への特許出願に伴う明細書の作成や出願手続きを行う(株)外国出願支援サービスが好調に推移したことなどから、売上高は前期比34.3%増の115,846千円となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は83,114千円であり、その主たるものは、新たな基幹システムの開発費用61,847千円であります。

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分        | 平成23年度<br>第 26 期  | 平成24年度<br>第 27 期 | 平成25年度<br>第 28 期 | 平成26年度<br>第 29 期<br>(当連結会計年度) |
|------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高      | 千円<br>5,536,856   | 千円<br>7,267,836  | 千円<br>8,772,038  | 千円<br>9,191,266               |
| 経 常 利 益    | 千円<br>439,768     | 千円<br>422,900    | 千円<br>359,938    | 千円<br>502,660                 |
| 当 期 純 利 益  | 千円<br>227,792     | 千円<br>220,180    | 千円<br>179,002    | 千円<br>283,004                 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭<br>13,522.84  | 円 銭<br>130.70    | 円 銭<br>106.26    | 円 銭<br>168.00                 |
| 総 資 産      | 千円<br>3,431,582   | 千円<br>3,822,548  | 千円<br>4,063,169  | 千円<br>4,501,693               |
| 純 資 産      | 千円<br>2,304,236   | 千円<br>2,463,102  | 千円<br>2,587,974  | 千円<br>2,815,102               |
| 1株当たり純資産額  | 円 銭<br>136,790.51 | 円 銭<br>1,459.64  | 円 銭<br>1,536.34  | 円 銭<br>1,671.18               |

(注) 第27期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、平成25年4月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことにより、第27期の期首に分割が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 名 称                         | 資 本 金    | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|-----------------------------|----------|------|-----------------------|
| 株式会社国際事務センター                | 12,000千円 | 100% | 翻訳事業                  |
| HC Language Solutions, Inc. | 1百万USドル  | 100% | 翻訳事業                  |
| 株式会社外国出願支援サービス              | 45,000千円 | 100% | 外国特許出願支援事業            |
| 北京東櫻花翻訳有限公司                 | 1百万人民元   | 100% | 翻訳事業                  |
| 株式会社アイ・エス・エス                | 99,000千円 | 100% | 通訳事業、人材派遣事業、コンベンション事業 |
| 株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート      | 99,000千円 | 100% | 語学教育事業                |
| 株式会社パナシア                    | 45,000千円 | 100% | メディカルライティング事業         |

- (注) 1. 平成26年10月にメディカルライティング事業に特化した子会社、株式会社パナシアを設立いたしました。
2. 平成27年3月に株式会社アイ・エス・エス・コンサルティングの全株式を譲渡した結果、同社は当社の子会社でなくなりました。
3. 平成27年4月にキューアンドエー株式会社との合弁で、多言語コンタクト事業に特化した関係会社、ランゲージワン株式会社を設立しております。

### (4) 対処すべき課題

世界経済の動向は中国をはじめとする新興国経済の減速や欧州の景気下振れリスクといった不安定要素がある一方、わが国の経済の見通しについては、各種経済政策による企業収益の改善を背景に景気は回復基調にあります。

このような状況のもと、当社グループが企業価値をさらに向上させていくにあたり、以下の課題を認識しております。

#### ① 言葉に関する事業領域の拡大

グループの規模拡大のための課題として、各事業の売上拡大と収益向上が挙げられます。翻訳事業は、当社の他に、(株)国際事務センター、米国・HC Language Solutions, Inc.、中国・北京東櫻花翻訳有限公司が、また、医薬分野の高付加価値サービスであるメディカルライティング業務は(株)パナシアがサービスを展開しております。派遣事業、通訳事業、コンベンション事業は(株)アイ・エス・エスが、語学教育事業は(株)アイ・エス・エス・インスティテュートがサービスを展開しており、(株)外国出願支援サービスは翻訳事業の特許分野における高付加価値サービスとして、海外への特許出願を支援する事業を展開しております。今後も各事業におけるリソースやノウハウ、顧客基盤の活用など、グループ間での

連携を活かしながら相互シナジーを推し進め、事業のさらなる成長を図ります。

## ② 翻訳者・通訳者等の業務委託先の確保・拡充

当社グループが展開する事業のビジネスモデルでは、翻訳者・通訳者をはじめとする業務委託先の確保・拡充が重要な課題です。より優秀な業務委託先を獲得するため、自社ウェブサイト、翻訳業界誌への広告掲載、翻訳学校との提携など、さまざまなチャンネルを活用した募集活動に取り組んでまいります。また、語学教育事業を展開する(株)アイ・エス・エス・インスティテュートにおいては翻訳事業、ならびに、通訳事業における顧客ニーズに合わせたコースの多角化と講義内容の充実を図り、修了生の即戦力化への体制構築を目指してまいります。

## ③ 生産性の向上

当社グループがさらなる成長を遂げるには、事業の効率化が必要です。特に翻訳事業においては、ICT（注）を積極的に導入し、各分野で蓄積した翻訳ノウハウや情報資産を活用して、お客様のご要望を満たす品質の翻訳を提供すると同時に売上原価の抑制を図ってまいります。また、営業部門・管理部門ともに従来のビジネスプロセスを見直して最適化へと推し進めることにより、業務効率を改善し、生産性の向上に努めてまいります。

（注）ICTとは、Information and Communication Technologyの略称で、情報処理および情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称を指します。

## ④ 専門性の高度化

翻訳事業において、お客様によりご満足いただけるサービスを提供するためには、また、他社との差別化を図るためには、分野特化型のサービス体制の構築が必要です。平成27年からの3ヵ年計画である「第三次中期経営計画」において、地域別を基本とした翻訳事業の組織体制を特許、医薬、工業・ローライゼーション、金融・法務の4つの専門分野に特化した組織体制に変更し、付加価値の高いサービスが提供できる体制を構築してまいります。

## (5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務の主要4分野を中心とした翻訳事業、顧客への通訳者・翻訳者を中心とした派遣事業、大規模国際会議や企業内会議における通訳事業、通訳者・翻訳者の養成を目的とした語学教育事業、国際会議・国内会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会の企画・運営を行うコンベンション事業、企業の外国特許出願の支援などのその他の事業を主たる事業としております。

## (6) 主要な拠点等

### ① 当社

| 名 称         | 所 在 地  |
|-------------|--------|
| 本 社         | 大阪府大阪市 |
| 大 阪 営 業 部   | 大阪府大阪市 |
| 東 京 本 部     | 東京都港区  |
| 名 古 屋 営 業 部 | 愛知県名古屋 |

### ② 子会社

| 名 称                         | 所 在 地      |
|-----------------------------|------------|
| 株式会社国際事務センター                | 東京都港区      |
| HC Language Solutions, Inc. | 米国カリフォルニア州 |
| 株式会社外国出願支援サービス              | 東京都港区      |
| 北京東櫻花翻訳有限公司                 | 中国北京市      |
| 株式会社アイ・エス・エス                | 東京都港区      |
| 株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート      | 東京都千代田区    |
| 株式会社パナシア                    | 東京都港区      |



## (7) 従業員の状況

### ① 当社グループの状況

| 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 405名 (124名) | 13名増 (7名増)  |

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )に外数で記載しております。

### ② 当社の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減  |
|-------------|------------|
| 288名 (106名) | 19名増 (3名増) |

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,140,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,684,500株  
 (3) 株主数 3,017名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                                             | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|----------|---------|
| エ ム ス リ ー 株 式 会 社                                 | 345,000株 | 20.48%  |
| RBC IST-OMNIBUS 15.315 NON LENDING-CLIENT ACCOUNT | 99,800   | 5.92    |
| 東 郁 男                                             | 75,200   | 4.46    |
| 池 亀 秀 雄                                           | 51,800   | 3.07    |
| 浅 見 和 宏                                           | 44,300   | 2.62    |
| 翻 訳 セ ン タ ー 従 業 員 持 株 会                           | 32,000   | 1.89    |
| 角 田 輝 久                                           | 27,700   | 1.64    |
| 二 宮 俊 一 郎                                         | 25,800   | 1.53    |
| 磯 野 由 美 子                                         | 24,600   | 1.46    |
| 妙 中 厚 雄                                           | 20,100   | 1.19    |

(注) 自己株式は所有しておりません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 氏 名       | 地位および担当                                                               | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                              |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東 郁 男     | 代表取締役社長<br>兼 営業本部長<br>兼 大阪第二営業部担当<br>兼 東京第二営業部担当<br>兼 ローカライゼーション営業部担当 | 一般社団法人日本翻訳連盟 会長<br>株式会社国際事務センター<br>代表取締役社長<br>HC Language Solutions, Inc.<br>代表取締役社長<br>株式会社外国出願支援サービ<br>ス 代表取締役社長<br>北京東櫻花翻訳有限公司 董事長<br>株式会社アイ・エス・エス 代表<br>取締役会長<br>株式会社バナシア 代表取締役社長 |
| 二 宮 俊 一 郎 | 取締役 東京第一営業部担当<br>兼 品質管理推進部担当<br>兼 経営企画室担当                             | 株式会社アイ・エス・エス 代表<br>取締役社長<br>株式会社アイ・エス・エス・インス<br>ティテュート 代表取締役社長                                                                                                                        |
| 中 本 宏     | 取締役 コンプライアンス担当<br>兼 経 理 部 担 当<br>兼 総 務 部 長                            | —                                                                                                                                                                                     |
| 淺 見 和 宏   | 取締役 情報管理担当<br>兼 業 務 推 進 部 長<br>兼 名 古 屋 営 業 部 長                        | —                                                                                                                                                                                     |
| 楠 見 賢 二   | 取 締 役<br>兼 営業本部特許分野戦略推進担当<br>兼 東京第三営業部担当<br>兼 大阪第一営業部長                | —                                                                                                                                                                                     |
| 妙 中 厚 雄   | 常 勤 監 査 役                                                             | —                                                                                                                                                                                     |
| 松 村 信 夫   | 監 査 役                                                                 | プログレ法律特許事務所 事務所代表                                                                                                                                                                     |
| 大 西 耕 太 郎 | 監 査 役                                                                 | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社フレンドリー 社外監査役<br>株式会社NEXT CENTURY 代表取締役社長                                                                                                                      |

- (注) 1. 常勤監査役妙中厚雄氏、監査役松村信夫氏、監査役大西耕太郎氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、常勤監査役妙中厚雄氏、監査役松村信夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役妙中厚雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松村信夫氏は、弁護士の資格を有しており、法務事項に関する専門的な知識を有しております。
5. 監査役大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 平成27年4月1日付で取締役の担当が次のとおり変更になりました。

| 氏 名       | 地 位 お よ び 担 当                      |
|-----------|------------------------------------|
| 東 郁 男     | 代 表 取 締 役                          |
| 二 宮 俊 一 郎 | 取 締 役 経 営 企 画 担 当                  |
| 中 本 宏     | 取 締 役 コンプライアンス担当<br>兼 総 務 部 長      |
| 浅 見 和 宏   | 取 締 役 情 報 管 理 担 当<br>兼 業 務 推 進 部 長 |
| 楠 見 賢 二   | 取 締 役 特 許 分 野 担 当                  |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 金 額       |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 5 名 | 107,197千円 |
| 社外監査役 | 3 名 | 24,000千円  |
| 合 計   | 8 名 | 131,197千円 |

- (注) 1. 平成21年6月25日開催の第23回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額18,000千円であり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成21年6月25日開催の第23回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4,000千円であります。
3. 上記の支給額には、平成27年6月25日開催の第29回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額が以下のとおり含まれております。
- 取締役5名 30,000千円 監査役3名 6,000千円

## (3) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 地 位   | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                  |
|-------|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 松 村 信 夫   | プログレ法律特許事務所 事務所代表                                                |
| 監 査 役 | 大 西 耕 太 郎 | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社フレンドリー 社外監査役<br>株式会社NEXT CENTURY 代表取締役社長 |

(注) 当社と上記兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 主な活動状況

| 地 位              | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                            |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常<br>監<br>査<br>役 | 妙 中 厚 雄 | 取締役会には開催21回の内、21回出席<br>(出席率100%)、監査役会には開催<br>14回の内、14回出席(出席率100%)<br>し、経営全般に亘り、適法性、適正<br>性、妥当性の観点から、意見の表明を<br>行っております。 |
| 監 査 役            | 松 村 信 夫 | 取締役会には開催21回の内、21回出席<br>(出席率100%)、監査役会には開催<br>14回の内、14回出席(出席率100%)<br>し、経営全般に亘り、適法性、適正<br>性、妥当性の観点から、意見の表明を<br>行っております。 |

| 地位  | 氏名     | 主な活動状況                                                                                           |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 大西 耕太郎 | 取締役会には開催21回の内、18回出席（出席率86%）、監査役会には開催14回の内、13回出席（出席率92%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。 |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役妙中厚雄氏、松村信夫氏および大西耕太郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として、その責任を限定する契約を締結しております。

### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社グループの主力事業である翻訳事業においては、医薬・特許・金融をはじめ事業特性や業界慣行等が異なる多様な事業分野でサービスを展開しており、各分野の顧客から求められる専門的なニーズに的確に応える必要があります。かかる事業環境の下、社外取締役の選任については、当社の企業価値の向上に資する適切な経営判断ができる多様な見識と能力を有する人材を選任するために慎重に検討する必要があり、他方で当社においては社外役員のみで構成されている監査役会によるガバナンスが有効に機能していることに鑑み、これまで社外取締役を置くに至らなかったものです。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

27,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めておりません。

#### ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の事由に該当する事実がある場合のほか、監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、または監査の適切性または効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社から成る当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備・確立するために、当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図ります。
- ② コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、コンプライアンス担当役員を長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。またコンプライアンス上の問題の早期発見のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。
- ③ 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査役会に報告します。また重大な違反内容については、コンプライアンス委員会または社外および社内コンプライアンス相談窓口、総務部と協議の上対応策を検討するとともに、当社および子会社を対象とする再発防止策を実施します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して適切に保存および管理しています。また、取締役および監査役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

### (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定しています。
- ② 当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスク管理委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定し

ます。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施などを、合理的かつ適切な方法で管理します。

- ③ 当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ① 取締役会は、取締役会規程により、月1回これを開催しています。また、必要に応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行うとともに、相互に業務執行の監督を行っています。
  - ② 取締役および監査役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催しています。
  - ③ 子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定しています。
  - ④ 子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図っています。
  - ⑤ 連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。
- (5) **子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議などにおいて、定期的な報告の機会を設けることとしています。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、その使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助する使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者を監査役の職務を補助すべき使用人として指名することとします。
- (7) **監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
  - ① 監査役を補助する期間中、その使用人への指揮命令権は監査役に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。

- ② 監査役の職務を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査役会の同意を要するものとします。
- (8) **当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制  
その他監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。
- ② 当社および子会社の取締役および使用人は監査役への監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査役に報告および情報提供を行います。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
  - ・ 法令定款に違反する恐れのある事項および不正行為
  - ・ 毎月の会計関連資料
  - ・ 内部監査室が実施した監査結果
  - ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
  - ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- ③ 前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
- ④ 監査役は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換を行います。
- (9) **監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社監査役に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報について管理する体制を整備します。
- (10) **監査役への職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について費用の前払または償還を請求したときは、その請求に係る費用が監査役への職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能です。
- ② 監査役は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、意見交換と情報の共有化を図ります。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

**(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

- ① 反社会的勢力排除に向けて、顧問弁護士等の外部専門機関等とも連携し、組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力の排除に関する対応を定めており、教育と啓蒙活動を通じ社員全員に周知徹底を図っております。また、総務部を対応部署として、外部専門機関等との連携を図る体制を整えております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および％は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	3,856,592	【流動負債】	1,545,538
現金及び預金	2,069,792	買掛金	699,165
受取手形及び売掛金	1,457,793	未払法人税等	170,523
仕掛品	102,673	賞与引当金	162,580
繰延税金資産	95,473	役員賞与引当金	36,000
その他	133,432	その他	477,270
貸倒引当金	△2,574	【固定負債】	141,052
【固定資産】	645,101	リース債務	43,898
(有形固定資産)	163,246	役員退職慰労引当金	35,400
建物	71,094	退職給付に係る負債	61,753
工具、器具及び備品	87,446	負債合計	1,686,591
その他	4,706	(純資産の部)	
(無形固定資産)	252,532	【株主資本】	2,767,261
のれん	154,822	資本金	588,443
その他	97,709	資本剰余金	478,823
(投資その他の資産)	229,322	利益剰余金	1,699,995
繰延税金資産	33,872	【その他の包括利益累計額】	47,841
その他	195,860	為替換算調整勘定	47,841
貸倒引当金	△409	純資産合計	2,815,102
資産合計	4,501,693	負債・純資産合計	4,501,693

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		9,191,266
売 上 原 価		5,090,977
売 上 総 利 益		4,100,289
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,595,533
営 業 利 益		504,755
営 業 外 収 益		6,112
営 業 外 費 用		8,208
経 常 利 益		502,660
特 別 利 益		35,922
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		538,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	263,219	
法 人 税 等 調 整 額	△7,640	255,578
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		283,004
当 期 純 利 益		283,004

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
平成26年4月1日残高	588,443	478,823	1,492,794	2,560,060	27,914	27,914	2,587,974
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当			△75,802	△75,802			△75,802
当期純利益			283,004	283,004			283,004
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額（純額）					19,927	19,927	19,927
当連結会計年度変動額合計	—	—	207,201	207,201	19,927	19,927	227,128
平成27年3月31日残高	588,443	478,823	1,699,995	2,767,261	47,841	47,841	2,815,102

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社国際事務センター

HC Language Solutions, Inc.

株式会社外国出願支援サービス

北京東櫻花翻訳有限公司

株式会社アイ・エス・エス

株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート

株式会社パナシア

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社パナシアを連結の範囲に含めております。株式会社アイ・エス・エスの子会社で、連結子会社でありました株式会社アイ・エス・エス・コンサルティングの全株式を平成27年3月16日付で売却したことにより、連結の範囲から除いております。なお、みなし売却日は平成27年3月31日であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHC Language Solutions, Inc. および北京東櫻花翻訳有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 8～18年

工具、器具及び備品…… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は平成18年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

158,228千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,684,500	—	—	1,684,500
合計	1,684,500	—	—	1,684,500

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	75,802	45	平成26年3月31日	平成26年6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催予定の第29回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

- イ. 配当金の総額 80,856千円
- ロ. 1株当たり配当額 48円
- ハ. 基準日 平成27年3月31日
- ニ. 効力発生日 平成27年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に安全性の高い金融資産で余資運用しております。また、資金調達について現状、自己資金で全て賄っておりますが、事業計画や設備投資計画等に照らした上、必要に応じて外部調達することがあります。デリバティブ取引については行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業業務処理規程に従い、各営業部において主要な取引先の状況を必要に応じて調査し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務処理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、

差入先に対する信用リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握すること等を通じて、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社の経理部において適時に資金繰計画を作成するなどにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)*	時価(千円)*	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,069,792	2,069,792	—
(2)受取手形及び売掛金	1,457,793	1,457,793	—
(3)買掛金	(699,165)	(699,165)	—
(4)未払法人税等	(170,523)	(170,523)	—

(*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	2,065,393	—
受取手形及び売掛金	1,457,793	—
合計	3,523,187	—

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,671円18銭
1株当たり当期純利益	168円00銭

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	2,515,835	【流動負債】	1,065,663
現金及び預金	1,186,451	買掛金	499,664
受取手形	21,295	未払金	66,034
売掛金	1,044,723	未払法人税等	114,931
仕掛品	70,268	賞与引当金	151,000
前払費用	54,665	役員賞与引当金	36,000
繰延税金資産	70,250	その他	198,032
その他の	69,560	【固定負債】	97,095
貸倒引当金	△1,380	リース債務	28,865
【固定資産】	1,255,715	退職給付引当金	32,830
(有形固定資産)	135,754	役員退職慰労引当金	35,400
建物	69,601	負債合計	1,162,759
工具、器具及び備品	66,153	(純資産の部)	
(無形固定資産)	106,407	【株主資本】	2,608,791
のれん	18,095	資本金	588,443
ソフトウェア	14,819	資本剰余金	478,823
その他	73,493	資本準備金	478,823
(投資その他の資産)	1,013,553	利益剰余金	1,541,525
投資有価証券	12,495	利益準備金	14,434
関係会社株式	668,719	その他利益剰余金	1,527,090
関係会社長期貸付金	160,000	純資産合計	2,608,791
繰延税金資産	24,220	負債・純資産合計	3,771,551
差入保証金	147,735		
その他	559		
貸倒引当金	△177		
資産合計	3,771,551		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	6,147,801
売 上 原 価	3,330,367
売 上 総 利 益	2,817,434
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,407,548
営 業 利 益	409,885
営 業 外 収 益	31,382
営 業 外 費 用	724
経 常 利 益	440,542
税 引 前 当 期 純 利 益	440,542
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	169,200
法 人 税 等 調 整 額	4,437
当 期 純 利 益	266,905

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成26年4月1日残高	588,443	478,823	478,823	14,434	1,335,988	1,350,423	2,417,689	2,417,689
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△75,802	△75,802	△75,802	△75,802
当 期 純 利 益					266,905	266,905	266,905	266,905
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	191,102	191,102	191,102	191,102
平成27年3月31日残高	588,443	478,823	478,823	14,434	1,527,090	1,541,525	2,608,791	2,608,791

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- ②その他の有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………8～18年

工具、器具及び備品……………3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく
当事業年度未要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は平成18年6月9日開催の
取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」
は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額
であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	110,625千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
①短期金銭債権	56,635千円
②短期金銭債務	36,665千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

①売上高	109,100千円
②仕入高	160,023千円
営業取引以外の取引による取引高	54,464千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および数 該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	49,860千円
未払事業税	9,575千円
退職給付引当金	10,577千円
役員退職慰労引当金	11,405千円
関係会社株式評価損	38,435千円
投資有価証券評価損	11,648千円
その他	19,566千円
繰延税金資産小計	151,070千円
評価性引当額	△56,599千円
繰延税金資産合計	94,471千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容(注)	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社アイ・エ ス・エス	直接 100%	当社の販売 先および仕 入先、資金 の貸付、役 員の兼任	利息の受取 手数料の受取	593 20,117	関係会社長 期貸付金	160,000

(取引条件および取引条件の決定方針等)

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。また、その他の取引については、市場の実勢価格等を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,548円70銭
1株当たり当期純利益	158円44銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月18日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 部 健 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 智 英 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月18日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 部	健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷	智 英 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月22日

株式会社 翻訳センター 監査役会
社外監査役(常勤) 妙中 厚雄^印
社外監査役 松村 信夫^印
社外監査役 大西耕太郎^印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主各位に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。これに基づきまして、第29期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金48円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は80,856,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、監査役の責任を法令の限度で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定ならびに監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりますが、同様に業務執行取締役でない取締役についても責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第25条第2項）。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる監査役の範囲を変更するものであります（変更案第34条第2項）。なお、変更案第25条第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するものであります（変更案第28条第3項および第4項）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第25条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 （新 設）</p>	<p>（取締役の責任免除） 第25条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人である取締役を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役（社外監査役であったものを含む）</u>との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役会による業務執行への監督機能の強化を図ることを目的として、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
やまもと じゆん 山本 淳 (昭和45年12月26日生)	平成11年4月 弁護士登録 平成13年4月 堂島法律事務所入所 平成21年4月 弁護士法人堂島法律事務所移籍 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山本淳氏は社外取締役候補者であります。

3. また同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

4. 同氏を社外取締役とした理由は以下のとおりであります。

同氏は会社経営に関する法務問題に高い専門性を有する弁護士であり、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 同氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役妙中厚雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
たえ なか あつ お 妙 中 厚 雄 (昭和28年11月14日生)	昭和61年2月 妙中厚雄税理士事務所 設立 所長 平成12年6月 当社監査役(現任)	20,100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 妙中厚雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、妙中厚雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 同氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。
5. 同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
6. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
野本洋一 (昭和35年3月21日生)	平成2年1月 中谷公認会計士事務所(現税理士 法人 陽光)入所 平成8年2月 税理士登録 平成27年4月 医療法人さくら会 監事(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 野本洋一氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、以下の通りであります。
- 同氏は税理士として豊富な知識と専門的な経験を有しておられ、これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 同氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
5. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額36,000千円（取締役分30,000千円、監査役分6,000千円）を支給することといたしたいと存じます。

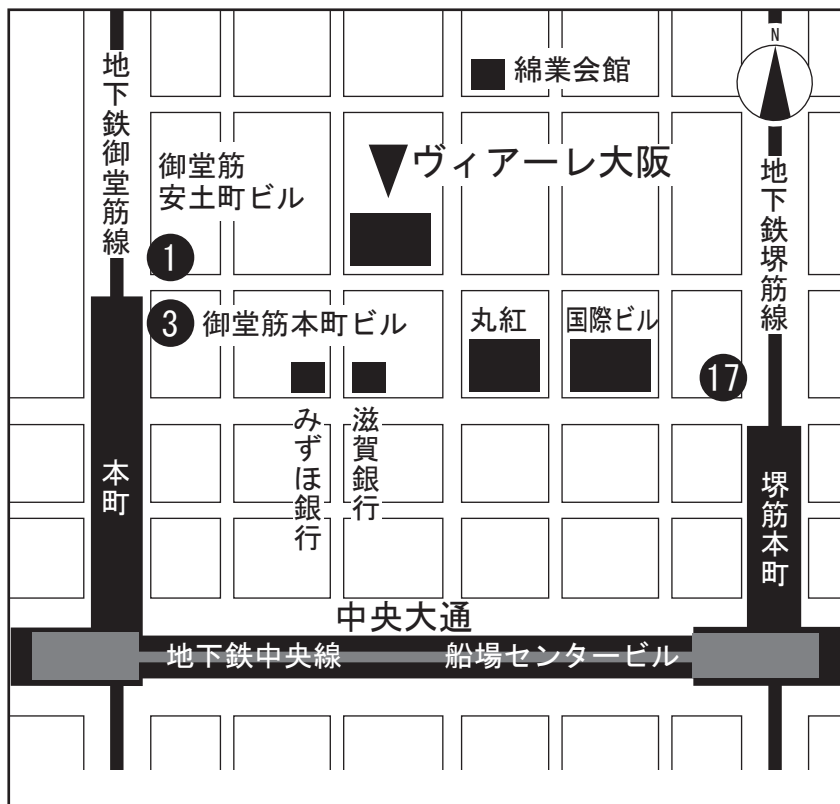
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪4階『ヴィアーレホール』
TEL 06-4705-2411



交通 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 1, 3番出口より徒歩約3分
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出口より徒歩約5分